

2019年度 公認太極拳A・B・C級指導員 認定事業

実施要綱

2019年1月
公益社団法人日本武術太極拳連盟

1. 目的：

- － 武術太極拳普及事業の担い手としての指導員の資質の向上を図り、普及振興事業の社会的責任を果たす。
- － 本連盟が全国共通の基準に基づく権威ある資格を付与して、指導員の社会的な地位の向上を図る。
- － 本連盟の「公認指導員制度」を、現在、文部科学省・日本体育協会が推進している「社会体育指導者制度」と連結する。本連盟の公認指導員認定事業を、文部科学省の上記制度の事業として事業認定を受けて実施し、近い将来、文部科学大臣が付与する「地域スポーツ指導者」、「競技力向上指導者」、「商業スポーツ施設における指導者」等の各資格を取得するための条件を整備する。

2. 認定を実施する資格の種類：

下記の3種類の公認資格(太極拳)についての養成講習会および認定試験を実施する。

- (1) 公認太極拳A級指導員 (以下「A級指導員」という)
- (2) 公認太極拳B級指導員 (以下「B級指導員」という)
- (3) 公認太極拳C級指導員 (以下「C級指導員」という)

3. 認定：

資格の認定は「公認武術太極拳指導員規則」に基づき、受験資格審査、講習会、認定試験を経て合格した者に対して行う。認定試験は、資格の級別ごとに、太極拳の分野で行う。受験資格審査を受け、講習会を受講し、認定試験に合格した者に級別ごとに資格を与える。

4. 申請者の要件：

公認指導員の資格を申請する者は、本連盟加盟団体の所属会員で、下記5.「受験資格」の該当する条件を満たし、受験申請の際に所属加盟団体の会長の推薦を受けることを要件とする。

但し、団体に所属しない個人で申請を希望する者が、本連盟加盟団体により推薦された場合には、状況を検討して配慮する。

5. 受験資格：

各級の公認指導員認定試験を受験する者は、下記の条件を充たしていなければならない。

1. C級指導員＝満25歳以上の者（認定試験日当日現在とする。以下、年齢の扱いは同じ）で、公認普及指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴3年以上を有する者、あるいは下記12.「各級受験資格取得講習会」に定めるC級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定初段を取得している者。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。
2. B級指導員＝満30歳以上の者で、公認C級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴5年以上を有する者、あるいは下記12.「各級受験資格取得講習会」に定めるB級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定2段を取得している者。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。
3. A級指導員＝満35歳以上の者で、公認B級指導員の資格を有し、次の各号のすべてを充たすこと。
 - (1) 指導歴10年以上を有する者、あるいは下記12.「各級受験資格取得講習会」に定めるA級受験資格取得講習会を修了し、都道府県連盟代表が捺印した修了証を提出することができる者。
 - (2) 技能検定3段以上を取得している者。ただし、下記13.「特別功労指導員に対する特別措置」の規定による者は、技能検定2段を取得していれば、本件の申請をすることができるものとする。
 - (3) 都道府県連盟会長より推薦された者。

6. 講習会・認定試験の実施時期・会場：（※各会場の所在地等は別紙「会場案内」を参照）

(1) (第29期) C級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------|
| ① | 2019年4月13日(土)～14日(日) | 埼玉県「埼玉県民活動総合センター」 |
| ② | 4月13日(土)～14日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |
| ③ | 4月20日(土)～21日(日) | 盛岡市「アイーナ・いわて県民情報交流センター」 |
| ④ | 4月27日(土)～28日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ⑤ | 5月 3日(金祝)～4日(土祝) | 福岡市「ももち文化センター」 |
| ⑥ | 5月 5日(日祝)～6日(月祝) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |
| ⑦ | 5月11日(土)～12日(日) | 高松市「高松市総合体育館」 |
| ⑧ | 5月18日(土)～19日(日) | 岡山市「岡山市勤労者福祉センター」 |

(2) (第29期) B級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------|
| ① | 2019年4月13日(土)～14日(日) | 仙台市「エルパーク仙台6階スタジオホール」 |
| ② | 4月13日(土)～14日(日) | 名古屋市「愛知県武道館」 |
| ③ | 4月20日(土)～21日(日) | 福岡市「アクション福岡」 |
| ④ | 4月27日(土)～28日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |
| ⑤ | 5月 3日(金祝)～4日(土祝) | 大阪市「大阪トレーニングセンター」 |

(3) (第27期) A級指導員認定は下記の通り実施する；

- | | | |
|---|----------------------|---------------------|
| ① | 2019年5月 9日(木)～10日(金) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |
| ② | 5月11日(土)～12日(日) | 東京都「日本連盟トレーニングセンター」 |

7. 講習・試験とカリキュラム：

技能検定制度の導入に基づき、C級は普及指導員・初段以上取得者が、B級はC級指導員・2段以上取得者が、A級はB級指導員・3段以上取得者が受験・受講し、下記の内容で講習と試験を実施する。

(1) C級指導員：

- － 講習；
 - 1) 学科講習(=講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導理論講習1(=講義)；「指導実技研修 説明会」
 - 3) 指導実技研修(=実技)
- － 試験；
 - 1) 学科試験(従来通り)
 - 2) 指導実技試験(受験者同士で、誤りと正しい動作を示範する)

(2) B級指導員：

- － 講習；
 - 1) 学科講習(=講義)；従来通りの『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』による
 - 2) 指導実技研修(実技)
- － 試験；
 - 1) 学科試験(従来通り)
 - 2) 指導実技試験(受験者同士で、誤りと正しい動作を示範する)

(3) A級指導員：

- － 講習；
 - 1) 実技研修(実技)；「推手基本練習—2」 ※「推手基礎套路」の内容を実施する。
 - 2) 指導実技研修(実技)
- － 試験；
 - 1) 武術太極拳常識問題択一解答式試験(指導理念、指導要領等に関して、従来口述試験で行った内容)
 - 2) 指導実技試験(受験者同士で、誤りと正しい動作を示範する)
 - 3) 研修レポート(講習に対する意見や感想を記す。記入内容は合否判定には含まれない)

C級指導員認定 共通カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:30～10:00 受付け 10:00～10:15 開講式・オリエンテーション 10:15～12:30 学科講習 12:30～14:00 昼食・休憩	9:00～11:30 指導実技研修(3) 11:30～13:00 昼食、休憩
午後	14:00～15:00 学科試験 15:00～15:30 休憩 15:30～17:00 指導実技研修(1) 17:00～17:30 休憩 17:30～19:00 指導実技研修(2)	13:00～13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30～ 指導実技試験開始 (試験終了者から随時解散)

B級指導員認定 共通カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:00～9:30 受付け 9:30～ 9:45 開講式・オリエンテーション 9:45～11:00 学科講習 11:15～12:15 学科試験 12:15～13:30 昼食・休憩	9:00～11:30 指導実技研修(3) 11:30～13:00 昼食、休憩
午後	13:30～16:30 指導実技研修(1) 16:30～17:00 休憩 17:00～18:30 指導実技研修(2)	13:00～13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30～ 指導実技試験開始 (試験終了者から随時解散)

A級指導員認定 カリキュラム

	第1日目	第2日目
午前	9:00～9:30 受付け 9:30～9:45 開講式・オリエンテーション 9:45～10:05 武術太極拳常識問題解説 (10分休憩) 10:15～10:45武術太極拳常識問題択一解答試験 (15分休憩) 11:00～12:30 実技研修 「推手基礎套路」 12:30～14:00 昼食、休憩	9:00～11:30 指導実技研修(3) 11:30～13:00 昼食、休憩
午後	14:00～16:30 指導実技研修(1) 16:30～17:00 休憩 17:00～18:30 指導実技研修(2)	13:00～13:30 閉講式・指導実技試験説明 13:30～ 指導実技試験開始 (試験終了者から随時解散)

8. B・C級「学科試験」の免除規定の廃止：

従来行っていた「学科試験」の免除規定は廃止とし、全員が規定通り全科目受験しなければならない。

9. 認定試験の合否判定基準：

A・B・C各級の認定試験において、

(1) 指導実技試験は；

A・B・C級ともに、指導実技試験は、出題用紙に従って、正しい動作と誤りの動作を行って解答する。設問数に基づいて、60ポイントを満点とし、30ポイント以上を合格点、29ポイント以下を不合格点とする。

(2) 学科試験は；

B・C級の学科試験は、各々100ポイントを満点として60ポイント以上を合格点とし59ポイント以下を不合格点とする。学科試験が59ポイント以下であれば全体の合否判定は不合格となる。

(3) A級の武術太極拳常識問題択一解答式試験は；

100ポイントを満点として60ポイント以上を合格点とし59ポイント以下を不合格点とする。

10. 合否判定の手続き：

各会場での実技試験、学科試験等の全ての試験の採点用紙と採点資料は日本連盟において各級認定委員会の責任者が参加して開催される「判定会議」に提出される。

「判定会議」において、各会場での採点内容を詳細に比較・検討したうえで全体の合否判定が行なわれる。合否判定の結果は、各級認定委員会の責任のもとに、日本連盟常務理事会に提出され、同会の承認を得た後に、正式な合否判定結果として公表される。

11. 申請の方法：

1) 級別に申請：

申請は、A級、B級またはC級のいずれかを特定して各級専用の申請書で行う。

2) 申込み：

所定の申請用紙に記入・捺印し、写真(白黒又はカラー、 2.5×3.0 cmで、本人の氏名を裏面に記入したもの)2枚添付したものを；

— 都道府県連盟加盟団体が一括して、「受験申請者一覧表」を添えて、**遅くとも2月22日(金)までに**、該当する都道府県連盟に送付し、併せて、受講・受験料の合計金額を都道府県連盟が指定する口座に納付する。

— 都道府県連盟は、加盟団体から受領した申請書の「推薦状欄」に都道府県連盟名と会長印を付して、その他の書類一式と「受験申請者一覧表」(写し)に「受験申請者一覧表一括送付状」(原本)を添付して、申請期限**2019年3月1日(金)までに**、日本連盟に必着するよう送付し、併せて、受講料・受験料の合計金額を3月1日までに、下記の指定銀行口座に振り込む。

12. 各級受験資格取得講習会：

上記5.「受験資格」に定める指導歴要件(C級申請者は3年以上、B級申請者は5年以上、A級申請者は10年以上)を満たしていない者で、都道府県連盟が実施するC級受験資格取得講習会、B級受験資格取得講習会、A級受験資格取得講習会のいずれかを受講し、修了したものは、「申請書」に「修了証」を添付して、申請期限の2019年3月1日(金)までに日本連盟に提出することにより、該当級の申請を行うことができる。講習会は下記の要領で実施する。

1) 講習会は、都道府県連盟が講師を委嘱して実施する。

2) 講師資格；

- C級受験資格取得講習会を担当する講師は、B級指導員以上の公認資格を有する者
- B級受験資格取得講習会を担当する講師は、B級指導員以上の公認資格を有する者
- A級受験資格取得講習会を担当する講師は、A級指導員または日本連盟太極拳指導員委員会講師の資格を有する者

3) カリキュラム；

日本連盟発行の『太極拳指導教本』、『太極拳実技テキスト』を使用して、1回の講習に3時間以上、2回で6時間以上の講習を実施する。A級受験資格取得講習会とB級受験資格取得講習会およびC級受験資格取得講習会は、1人の講師が兼任して、同一会場で併設実施してもよいこととする。

4) 修了証;

上記カリキュラムを受講した者に対して、「修了証」を発行する。「修了証」は本要綱に添付している所定の書式を用い、講師が署名し、都道府県連盟会長が承認印を捺印する。

13. 特別功労指導員に対する特別措置:

- 1) 下記の者は、技能検定3段を取得していなくても、A級指導員の受験申請をすることができる。
 - (1) 2019年3月1日(金)現在満60歳以上の者で、技能検定2段位およびB級指導員資格を有する者。
 - (2) 2段取得後、満2年を経過していること。
 - (3) 指導歴10年以上の者。
 - (4) 過去に、A級指導員認定または3段検定を、3回以上受験していること。
 - (5) 本人が所属する団体の団体長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
 - (6) 都道府県連盟会長により、普及振興事業に格段の貢献を果たした「特別功労指導員」として特別推薦された者。
 - (7) 「A級指導員認定試験」において、「追加的実技試験」を受験することができる者。
- 2) この特別措置による受験を申請しようとする者は、本要綱に添付した「特別功労指導員 特別推薦状」に、所定の事項を記入し、所属団体長印と都道府県連盟会長を捺印したものを、「申請書」に添付して提出する。

14. 資格の登録:

認定試験に合格した者は、所定の期間内に登録手続を行い、登録料を納付すれば連盟会長より、公認資格を付与される。

- 1) 登録された資格の有効期間は、2019年7月1日より4年間とする。
- 2) 有効期間満了後、所定の更新手続を取らなかった者の資格は取り消される。

15. 費用と宿泊・食事等:

- 1) 資格認定にかかわる費用は、次の4種類とする。

① 受講・受験料; 下記の通り。

C級 受講・受験料=1人2万円

B級 受講・受験料=1人2万円

A級 受講・受験料=1人2万円(ただし、上記13.の特別措置受験者は、1人2万5千円)

② 参加費(施設利用・機材費の実費); 下記の通り。

C級 =1人3千円

B級 =1人3千円

A級 =1人3千円

③ 認定登録料(4年間有効); C級=2万円、B級=2万円、A級=2万円。

④ 更新登録料(更新後4年間有効); C級=2万円、B級=3万円、A級=4万円。

- 2) 費用の納付方法;

都道府県連盟は、申請者1人につき上記の該当級の受講・受験料と参加費の合計金額×「申請者一覧表」に記載された人数分を一括して下記の指定銀行に振り込む。

みずほ銀行 四谷支店 普通口座 1025478 口座名義 公益社団法人日本武術太極拳連盟

- 3) 認定登録料の納付と還付金;

登録料は、都道府県連盟が一括して日本連盟に納付する。都道府県連盟・加盟団体の認定登録料の還付金はA・B・C各級認定登録料の100分の20とし、都道府県連盟が登録料を日本連盟に納付する時に、団体還付金を差し引いたうえで、100分の80の日本連盟への納付額を一括して送金するものとする。

16. 教材について：

A・B・C各級とも、日本連盟発行の『太極拳指導教本』および、『太極拳実技テキスト』を使用する。

①『太極拳指導教本』および『太極拳実技テキスト』は、**受講者が事前に入手して、学習をすすめておくこと。**

②指導員認定試験には、**同教材を必ず持参して講習を受講すること。**教材を持参しなかった人は、認定講習会を受講することができない。

17. その他：

－ A・B・C級受験者の「受講・受験票」は、3月下旬に都道府県連盟宛に送付する。

以 上